

学則に関する注意事項

学則の主な項目	留 意 点	点検結果
1 設置目的		適 ・ 否
2 名 称	・ 学科、専攻、コース名まで明記すること。	適 ・ 否
3 位 置	・ 養成施設の所在地を明記すること。	適 ・ 否
4 修業年限	・ 昼間部、昼夜開講制は2年以上 ・ 夜間部、昼間定時制部、通信教育部は3年以上	適 ・ 否
5 修業教科目単位数及び履修方法	△「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）に掲げる教科目・単位数及び履修方法を明記すること。 ・ 通信課程については通信地域を明記すること。	適 ・ 否
6 学生定員	・ 学生の定員は原則100人以上であること。	適 ・ 否
7 入所資格	・ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 ・ 指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者 ・ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者も含む。） ・ 文部科学大臣において上記の3つと同等以上の資格を有すると認定した者	適 ・ 否
8 単位の算定方法	・ 短期大学設置基準に定める単位の算定方法によること。	適 ・ 否
9 学年、学期及び休業日に関する事項	・ 日曜・祝日、夏季・冬季休業、創立記念日等を明記すること。 ・ 学期の開始及び終了日を明記すること。	適 ・ 否
10 部科及び課程の組織に関する事項	・ 内容を明記すること。	適 ・ 否
11 授業日時数に関する事項	・ 単位の算定方法を踏まえた日数及び時間数を明記すること。	適 ・ 否
12 学習の評価に関する事項	・ 履修の認定方法を明記すること。 △追試験及び再試験の方法を明記すること。	適 ・ 否
13 職員組織に関する事項	・ 内容を明記すること。	適 ・ 否
14 退学、転学、休学及び卒業に関する事項	・ 内容を明記すること。	適 ・ 否
15 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項	・ 内容を明記すること。 ・ 周辺地域とのバランス等を勘案し、適当な金額とすること。	適 ・ 否
16 賞罰に関する事項	・ 内容を明記すること。	適 ・ 否
17 寄宿舎に関する事項	・ 内容を明記すること。	適 ・ 否

注 △印については細則等での明記も可。